

8月26日、資生堂／アンフィニ第1回横浜地裁＝志田弁護士が意見陳述

資生堂の違法行為は許されず雇用責任は明らか！

事件経過

- 【01年】資生堂鎌倉工場内の派遣会社「リライアンス」に11月、組合員が入社し正社員と一緒に口紅製造に従事 以後組合員が順次入社
- 資生堂は04年まで違法に派遣社員を製造業で使用
- 【04年3月～】製造業での派遣が合法になる
- 【05年7月～】リライアンスが派遣会社「コラボレート」に合併となり移行（社員・仕事内容は変わらず）
- 【06年6月～】コラボレートが派遣会社「アンフィニ」に形式的に移行（社員・仕事内容は変わらず）
- 【08年1月～】組合員が期間工に（形式的な請負に）
- 資生堂を退社したA氏がアンフィニ顧問に就任
- 【09年4月】資生堂がアンフィニに5月からの減産、（45%減）を通告
- 【4月10日】アンフィニは労働者を仕事、個々に呼びだし理由を示さず1年契約を2ヶ月に変更
- 【4月13日】突然希望退職の募集通知が出される
- 【4月17日】22名に5月17日付けの解雇予告
- 【5月17日】契約期間途中で22名が指名解雇
- 【5月31日】組合員2名が「雇い止め」で解雇
- 【7月10日】アンフィニを相手に仮処分申し立て
- 【10月9日】横浜地裁から却下の不当決定出る
- 【12月21日】東京高裁から逆転勝利決定出る

7名と歴代の形式上の3社との契約は契約書も作成されなかったり、作成されても更新時期を過ぎてから作成されたことがあり、かつ、派遣から請負に変わったことは派遣社員の多くの人が知らされていませんでした。このように資生堂の主導により形式的な「雇用者」が押し付けられてきたことは明らかです。

正社員を整理解雇するためには、整理解雇の4要件（必要性、回避努力、人選、事前の協議）を満たすことが必要です。裁判では資生堂と派遣会社3社との派遣（請負も）契約が形式的なもので、資生堂が主導して行ったものかどうかが大きな争点となります。

**脱法目的の形式的契約は認められない
被解雇者の実質的雇用責任は資生堂に**

資生堂は2001年頃、当時は違法だった口紅製造で派遣社員を使用していました。（解雇された女性たちはこの頃から派遣社員として働いており本来なら正社員で雇用されるべきでした）その後、被解雇者らは派遣会社名が「リライアンス」「コラボレート」「アンフィニ」と変わりましたが、一貫して鎌倉工場の同じ職場で、同じ仕事を同じメンバーで、同じ資生堂の社員といっしょに働いてきました。資生堂は熟練女性労働者を確保しながら何時でも首を切れるように、派遣契約（請負も含め）を形式的に3社と交わし続けてきたのです。

被解雇者には母子家庭や中国、台湾出身の女性もいます



いつでも簡単に解雇できるような
熟練女性労働者を非正規に据え置いた資生堂



全労連・全国一般労働組合 神奈川地方本部

湘南地区協議会 アンフィニ分会

〒221-0841
横浜市神奈川区松本町1-3-32
TEL 045-314-4021
FAX 045-314-9091
ホームページ <http://anfini-union.com/>

(株)資生堂 / (株)アンフィニは

-私たちは資生堂で働き続けたい-

資生堂は違法を正し、社会的責任を果たして！

これはひどいですね！

明らかな資生堂の違法行為

資生堂は製造業での派遣が適法となる（04年）以前から解雇された女性たち派遣社員を（正社員と同じ仕事内容で）01年当時から違法に鎌倉工場で働かせてきました。

また、製造業への派遣が解禁になった時も、使用期間は上限1年でしたがこれを超えて派遣で使用してきました。さらに、派遣受入れ期間3年を越えても「直接雇用申し込み義務」を果たしませんでした。これが社会的に問題となると、資生堂は同じ仕事を同じ職場で、同じ労働者にさせながら、形式だけ派遣から請負に契約形態を変更し（事実上偽装請負）法の網から逃れようとしてきたのです。

資生堂は社会的責任を果たし 正社員として職場に戻して

不況下でも資生堂は多額の利益を上げています。（09年度では営業利益四九九億円、今期10年度では五〇四億円）また、発表によれば前田社長の役員報酬は、すべて込みで1億2100万円支払われています。資生堂は一貫して口紅製造では派遣会社を支配し続け、本来なら正社員として扱うべき労働者をアンフィニのように非正規社員のままにしています。資生堂はアンフィニの弱い立場を利用し「注文減」を通告してラインの縮小を行なわせ、整理解雇をアンフィニに強行させましたが、実質的には資生堂が正社員を整理解雇したのと同じことなのです。当然、資生堂には整理解雇を行わなければならぬ経営上の理由はなく、7名は、資生堂の正社員としての地位確認を求めています。

アンフィニ仮処分裁判は 昨年12月に高裁で勝利

事件直後の09年7月、アンフィニを相手とした仮処分裁判では12月に東京高裁から、組合側の主張を認めた「契約期間途中の解雇は無効」との勝利の決定がすでに出されています。

「この中で東京高裁は解雇について著しく不当信義上許されぬならと厳しく指摘しています。」

みなさまのご支援をお願いします



私は8年以上もの間、ラインリーダーとして朝は誰よりも早く出勤し、夜は誰よりも遅くまで働きました。一生懸命資生堂に尽くしました。それにも関わらず、資生堂の減産通告でアンフィニから契約期間途中で22名の女性（後に更に2名）といっしょに解雇を強行されました。

また、私は製造業での派遣が認められていなかった01年から資生堂で派遣社員として働いてきました。違法派遣で働かせ、今度は物のように、いらなくなったからとアンフィニに解雇を強いた資生堂を本当に許せません。

私たちは最後まで闘いたいと思います。一日も早く現場復帰するために。

（分会長 池田和代）